

地域融資動向に関する情報交換会について

1. 経緯

中小企業への資金供給の円滑化については、「借り手」と「貸し手」双方の生の声を各地域ごとにきめ細かく把握した上で、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の融資に関係する当事者が協力して対応することが重要であるとの認識から、各都道府県単位でこれら関係者による「地域融資動向に関する情報交換会」（以下、情報交換会）を設置し、平成 10 年 10 月以降、7 回（平成 10 年 10～11 月、平成 11 年 2～3 月、平成 11 年 11 月～12 月、平成 12 年 11 月～12 月、平成 13 年 3 月、平成 13 年 11 月～12 月、平成 14 年 2 月～3 月）にわたって（沖縄県は 8 回）開催してきたところである。

2. 概要

(1) 主催者

情報交換会は、財務局（財務事務所）、通産局、各都道府県の共催。

(2) 出席者

財務局（財務事務所）、通産局、都道府県庁、金融関係団体（各銀行協会、信用金庫協会、信用組合協会）、商工会議所及び商工会、信用保証協会、政府系金融機関（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）等

(3) 議題等

各地域の融資動向についての意見交換等を行うこととし、具体的には、次のような議題について意見交換等を行うものとする。

- ・ 商工会議所、商工会からの中小企業者の動向、苦情相談状況等の報告
- ・ 金融関係団体からの金融機関の融資動向、苦情相談状況等の報告
- ・ 信用保証協会からの信用保証の実施状況、苦情相談状況等の報告
- ・ 政府系金融機関からの融資実施状況等の報告
- ・ フリーディスカッション

(4) 当局の立場

金融監督当局としては、借り手と貸し手の意思疎通が公正かつ的確に行われるための場所を提供するとの中立的立場により会議の運営を行い、本情報交換会を通じて、出席機関の意見・要望等を把握することとする。